

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一一―十八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字南峯字東武蔵野六百五十七―二他二十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百九十六・八二三立方メートル